

タイにおける「革命団布告」の政治機能
——73年「10月政変」の背景についての一考察——

矢 野 暢*

Politics by “Revolutionary Party Edicts” in Thailand

by

Toru YANO

This article is to analyze the unique pattern of political leadership which came into being in Thailand in October 1958 and was reproduced in an identical pattern in November 1971. In both cases, Thailand was ruled with series of *prakaat* or edicts proclaimed by the Revolutionary Party (*khana-pathiwat*), while constitutions and all other democratic devices were abolished.

The rule by Revolutionary Party Edicts, which carries the impression of an atavistic return to the pattern of rule in the period of absolute monarchy, reflects, and is the product of, the unique political climate which prevailed in Thailand after 1957 with Sarit's emergence. He was responsible for introduction of a style of rule based on paternalism, arbitrariness and elimination of the heterodox, and, to this effect, he needed revival of the traditional pattern of rule by arbitrary legal proclamations. Thanoom followed in the Sarit's path and proclaimed 364 edicts, while his predecessor produced 57. The legal validity of those Edicts is very problematic. In practice, however, they are considered as having the same legitimacy as ordinary acts (*phraraatchabanyat*).

In this article, the author tries to present different aspects of political as well as legal functions of the Revolutionary Party Edicts. By doing so, he hopes to clarify some characteristics of the political process which finally led to the fall of the Thanoom's regime in 1973.

はじめに

1958年10月20日に始まるタイにおける「革命団布告 (*prakaat khōng khana-pathiwat*)」による統治は、タイの独裁政治の一つの極限型態をあらわすものとして注目に値するものであ

*京都大学東南アジア研究センター

る。¹⁾ サリットが57布告、タノームが364布告を発した革命団布告は、そのほとんどが現行法として法的効力を保っている。クーデタを挙行した権力集団の発するありふれた布告が、なぜ制定法と同等の法的規範力をもつか自体が、大きな問題を投げかけるのである。

本稿では、まだほとんど研究されていないタノームの革命団布告を素材にとりあげ、サリットの革命団布告との対比においてその特質を探り、同時に革命団布告による統治がどのようなメカニズムで行なわれたか、その政治過程の特質をもあわせて検討してみたい。タノームの革命団布告による統治は、1971年11月17日に始まり72年12月15日に一応終わるが、その後の臨時憲法発布後の政治過程とともに、実は73年10月に発生する政変の背景をなすものとして、新たな歴史的意義を帯びるに至っている。その意味からも、タノームの革命団布告の研究は、きわめて重要な今日的意味をもつのである。

紙幅の都合もあり、ここでは革命団布告の政治機能を分析する上での着目点ないし理論的枠組みを提示するだけに留めたい。

1 1971年11月の政変

「革命団布告」による統治は、サリットの場合もタノームの場合も、権力担当者が上からの実力行使 (coup de main) を行ない、立憲民主制の全制度を廃棄することによって始まっている。

1971年11月17日、タイで大きな政変が発生した。この日の午後7時、陸・海・空の三軍および警察からなる、タノーム・キティカチョーン (Thanōm Kittikhacōn) 元帥の率いる「革命団 (khana-pathiwat)」が一方的な権力行使によって支配の全権を掌握した。これは一種の上からのクーデタであり、これによって、1968年以来続いてきた議会制民主主義に終止符が打たれ、タイは再び軍部独裁に戻ることになった。この政変は、午後8時の全国向けラジオ放送で国民に伝えられたので、一部の新聞は、「ラジオ放送による革命 (kaan-pathiwat thaang withayu)」という表現を用いさえた。²⁾

午後8時以降、革命団はタノームの名前で一連の「革命団布告」を発しはじめ、午後8時11

1) サリットの革命団布告に関するほとんど唯一の研究として、矢野暢「タイ国の政治指導の特性——サリットの『革命団布告』を主題に——」『アジア経済』第12巻第7号所載がある。

本稿ではタノームの革命団布告の原資料としては、タイ王国官報 (Raatchakitcaanubeeksaa), 1971年11月18日付 (88 รว. คอ. 1, tōn thii 124 (chabap phiseet)) 以降掲載のもの、および, *rathasa-phaasaan*, pii thii 19, chabap thii 12 以降毎号掲載のもの(この雑誌は革命団布告の研究には不可欠である)、そして Niithiweet 版 Ruam prakaat khōng khana-pathiwat chabap 1 thūng chabap sutthai (Bangkok, 1973, 全1, 289ページ) を用いる。

71年11月政変発生直後より貴重な各種資料を現地から送ってくださったチュラーロンコーン大学政治学部教授 Khien Thiirawit 氏, 同 Prasəet Yamklinfung 氏, 同 Kramon Thonthammachaat 氏その他に心から感謝の意を表したい。

2) cf. *Sayaam Rat*, 1971. 11. 18日付参照。

ประกาศของคณะปฏิวัติ

ฉบับที่ ๑๓

ตามที่ได้ประกาศใช้กฎอัยการศึกทั่วราชอาณาจักร ตั้งแต่วันที่ ๒๐ ตุลาคม ๒๕๐๑ เวลา ๒๑.๑๓ นาฬิกา แล้ว และโดยที่เห็นสมควรห้ามการกระทำบางอย่าง

จึงห้ามมิให้มีการรวมตัวชุมนุมกันในทางสาธารณะ ใด ๆ มีจำนวนตั้งแต่ ๕ คนขึ้นไป หากผู้ใดฝ่าฝืนให้เจ้าพนักงานจับกุมเพื่อดำเนินการสอบสวนความผิด

ทั้งนี้ ตั้งแต่บัดนี้เป็นต้นไป

ประกาศ ณ วันที่ ๒๒ ตุลาคม ๒๕๐๑

จอมพล สฤษดิ์ ธนะรัชต์

หัวหน้าคณะปฏิวัติ

文献1 5人以上の集会結社を禁ずるサリットの革命団布告第13号

分付けて戒厳令を施行（布告第2号）³⁾、さらに1968年の仏暦2511年タイ王国憲法の廃棄および内閣、上下両院の解散を断行した（布告第3号）。

17日のうちに、さらにいくつかの革命団布告が発せられている。布告第4号は、戒厳令施行時間以後の5名以上の政治的集会を禁止し、布告第5号は、物資の退蔵と商品価格の値上げを禁ずる趣旨のものであった。

次いで、布告第6号では、革命団による今回の権力掌握の理由が詳細に説明された。この日の一連の革命団布告は、その第6号、および政変の成就を報じた布告第1号がとくにそうであるが、文章表現のスタイルや全体の構成に新鮮さがみられず、1958年のサリットによる上からのクーデタのときの一連の布告に酷似していた。⁴⁾ 事実、政変のすべての経過が1958年の事件

3) 革命団布告の第2号が出たあとの段階で、革命団は内務次官プアン・スワンナラット(Puang Suwanarat)の名前で全国の県知事にあてた訓令を発し、県知事と郡長は「革命」の趣旨をすべからず全国民に周知徹底させるよう命じている。

4) 「革命」初期におけるサリットおよびタノームのそれぞれの革命団布告の類似の組み合わせを求めると、以下ようになる。

サリット	タノーム	内 容	
第1号	第1号	権力掌握の告示	
第2号	第6号	権力掌握の事由説明	
第3号	第3号	憲法、両院、内閣の廃止	(次ページにつづく)

ประกาศของคณะปฏิวัติ

ฉบับที่ ๔

ตามที่ได้ประกาศใช้กฎอัยการศึกทั่วราชอาณาจักร ตั้งแต่วันที่ ๑๗ พฤศจิกายน ๒๕๑๔ เวลา ๒๐.๑๑ นาฬิกา เป็นต้นไปแล้ว

จึงห้ามมิให้มวลชนประชุมกันในทางการเมือง ณ ที่ใด ๆ มีจำนวนตั้งแต่ ๕ คนขึ้นไป ผู้ใดฝ่าฝืน ต้องระวางโทษจำคุกไม่เกินหกเดือน หรือปรับไม่เกินหนึ่งพันบาท หรือทั้งจำทั้งปรับ

ทงน ตั้งแต่วันนี้เป็นต้นไป

ประกาศ ณ วันที่ ๑๗ พฤศจิกายน พุทธศักราช ๒๕๑๔

จอมพล ถ. กิตติขจร

หัวหน้าคณะปฏิวัติ

文献2 5人以上の集会結社を禁ずるタノームの革命団布告第4号。サリットの布告第13号との類似性が印象的である。

とまったくよく似た具合に、まったく平穩裡に展開した。

革命団布告第6号の抽象的な説明からは、政変発生の具体的な背景を読みとることは不可能である。⁵⁾ 政変の背景にはなにがあったのであろうか。一言で捉えると、それはタノーム内閣が直面していた深刻な政治指導危機であった。

(注4つづき) 第5号	第6号	物価値上げ、物資退蔵禁止
第6号	第2号	戒厳令、軍事法廷施行
第8号	第9号	政党法廃止
第12号	第12号	共産主義活動防止法の強調
第13号	第4号	5人以上の集会結社の禁止

タノームがサリットの初期の革命団布告を大綱において模倣したことは大いにありうることである。ただ両者の類似はこれまでであって、第IV章に詳説するように、タノームの革命団布告はまったく独自の展開をみせる。

- 5) 革命団布告第6号と並んで、革命団の側からの事由の説明としては、18日にタノーム自身が行なった演説が重要である。この中で、タノームは、まず第一の理由として、国際社会の中国問題にたいする態度が変わり始めたことをあげ、三百万の華僑をもつタイにとってそれが重大な意味をもつことを指摘している (cf. Ratthasaphaasaan, pii thii 19, chabap. thii 12, pp. 149~151)。しかしながら、国際情勢が政変の契機ないし動機として決定的な条件となったとは考えられない。

政変の背景に関するタイ字紙の解説は、ほとんど布告第6号の反復である。ただ、Deeli Niw (Daily News) 紙11月20日付は貴重な資料を多く掲載しており見逃すことはできない。

タノームの政治指導の自由を阻害した具体的要因としては、まず第一に立法府と政府との不調和があり、なかんずく1972年度国家予算の審議の過程でそれは深刻な影を投じていた。立法府自体が多くの政治的系列を含んでいたため、全体として円滑な機能を果たしえなかった。第二に、より決定的な要因としては、内閣内部の意見の対立の深刻化ということがあった。タノームの内政政策のあり方に異を唱え続けたスキット(Sukit Nimanheemin)文相らに加えて、タナット・コーマン(Thanat Khōman)外相が中国問題で独走し、⁶⁾ ブンチャナ(Bunchana Atthakōon)経済相は回想録出版問題で閣内で反感を買ひ、⁷⁾ 71年11月段階で内閣は内部のまとまりをまったく喪失していた。そのほか二義的なものではあれ見逃せない要因としては、与党内部における派閥抗争の激化、⁸⁾ 野党勢力の増大、マスコミ世論の政府批判などがあり、いずれにしても、タノーム政権は強力な政治指導の実権を失いつつあった。

11月17日の「革命」は、そのような政治の文脈においては、タノームによる政治指導の実権回復のために急断行されたせっぱつまった措置であった。したがって、革命団の統治方針が強力な政治指導をもたらす方向に流れたのは当然の成り行きであった。政変後、タイの権力の核心は、いうまでもなく革命団の領袖が占めることになった。⁹⁾ 政変翌日の18日、革命団の幹部として次の8名がタノームによって選ばれた。

- プラパート・チャールサティアン (Praphaet Caarusathian) 陸軍大将……………革命団副議長兼軍事関係司令官
- ポット・サーラシン (Pot Saarasin) ……………革命団議長補佐
- プラースト・ルチラウォン (Prasøet Rucirawon) 警察大将……………民事関係司令官
- タウィー・チュンラサップ (Thawii Cunlasap) 空軍大将……………軍事関係副司令官
- ブンチュー・チャンタルベークサー (Bunchuu Cantharubeeksaa) 空軍大将……………軍事関係司令官補佐
- タウィン・ラーヤナーノン (Thawin Raayanaanon) 海軍大将……………軍事関係司令官補佐
- タウィン・スントーンサーラトゥーン (Thawin Sunthoonsaarathuun) ……………民事関係副司令官
- クリット・シーワラー (Krit Siiwaraa) ……………革命団事務局長

6) アジア経済研究所『アジア動向年報』1971年版, pp. 332~333 参照。

7) cf. "Bunchana's Challenge," *The Far Eastern Economic Review*, Vol. LXXIV, No. 48 (Nov. 27, 1971), pp. 6~7.

8) David Morell, "Thailand: Military Checkmate," *The Asian Survey*, Vol. XII, No. 2 (Feb. 1972), pp. 156~167.

9) 11月政変でタノームの革命団を構成したのが25名の軍人および文官(わずか5名)であったことはほぼ定説となっている。ふつうその25名を革命団の“hua-kathi”と称する。Deeli Niw 紙(前掲)p.16にその25名全員の名前が得られる。ほとんど全員がバンコク在住の高官であり、この「革命」が全国的性格に乏しい政変であったことが明白に読みとれる。

この「革命委員会」¹⁰⁾の紹介公表は、18日に召集された全省庁の次官、局長154人の集う場で行なわれ、8人はタノームと共に壇上に並んだ。¹¹⁾8人のほとんどが周知の有力政治家であったが、タウィン・ラーヤナーノン海軍大将の抜擢は新鮮な人事として注目されたし、また一切の政策について関知する立場に就いたことによって、クリット・シーワラー陸軍大将の権力的地位が高まったことも注目すべきことの一つであった。いずれにしても、タノーム・プラパートの系列に連なる軍部実力者を中心とする、強力な権力の核心が形成されたのであった。

いうまでもなく、11月政変にたいする権力的反抗はまったく発生せず、いっさいの過程がタノームの筋書き通りに円滑に展開した。この政変に関して注目すべきことは、少数精鋭の権力の核心を作意的につくり出し、強力な政治指導態勢をつくり上げるよう大胆な配慮が払われたことである。革命団自体がわずか25名より構成され、¹²⁾その内からタノームによってその8名が選ばれ計9名で革命委員会が構成され、さらにその後その9名を含む16名の「革命団執政委員会 (saphaa borihaan khana-pathiwat)」が革命団布告第34号によって設置され、革命団員25名中16名がこの任にあたることになった。このような少数精鋭のきわめて機動的な指導態勢が存在したということがあってはじめて、その後に大胆に展開される革命団布告による支配が十分理解されるのである。

要するに、71年秋以降のタノーム・プラパートの支配態勢はかなり専制的傾向、つまり恣意的な傾向を示し始めるのである。

II 革命団布告による統治

このような専制化傾向の顕著化と関連して、71年11月政変の歴史的な意義は、革命団布告による支配の様式が再現されたところにある。革命団布告は1958年10月にサリットによって初めて活用され始めたのであるが、それ以前の政変(主として ratthaprahaan)では、「革命団布

10) この革命団幹部会の公式名称については混乱したままである。幹部会をタノームが任命公表したときには、正式には「革命団司会部責任者 (caonaathii nai koong-banchaakaan khana-pathiwat)」という表現が用いられている。華字紙は、これを「革命委員会」と表現した(たとえば、『中華晩報』、『星泰晩報』71年11月18日付参照)。一部のタイ字紙は、khana-amnuaikaan と呼んだ(たとえば、Phim Thai 紙71年11月19日付)。

混乱のもう一つの原因は、政変2日後の11月19日に、この革命団幹部会の英語での正式呼称が、National Executive Council とするよう決められたことである。

ところが、さらに、71年12月31日、新たに「革命団執政委員会 (saphaa borihaan khana-pathiwat)」が、タノームほか計16名よりなる、いわば内閣相当の機関として設けられ、呼称の混乱は深まることになった。

日本のジャーナリズムは、革命団自体とそのほかの革命団関係の諸委員会を区別せず、一切併せて「革命評議会」という表現を用いたが、これはバンコク日本商工会議所の日本語でのブリーフィング自体がその点で曖昧であったことに端を発した誤った用法である。

本稿では、一応便宜的に「革命団」、「革命委員会」、「革命団執政委員会」の三つを用いわけるとしたい。

11) *Phim Thai* 紙1971年11月19日付参照。

12) 注9)参照。

告」であれ、あるいは「布告 (prakaat)」という表現であれ、政変の主体によってさほど使われたわけではなかった。1957年のサリット・クーデタの場合は、まず国王名で「軍部首都管理責任者 (phuu raksa Phranakoon faai thahaan)」を任命する緊急勅令が発せられ、続いてその「軍部首都管理責任者」の名で、サリットが「声明 (thaleengkaan)」を順次発するという手順が採られている（ただし、声明第1号はサリット名であるが、第2号は「軍部首都管理責任者司令部」の名義に変わっている）。¹³⁾ 1947年のピブーン (Phibuun Songkhraam) のクーデタもほぼ同様である。

このようにして、1958年にサリットがタイの政治に導入した「革命団布告」は、従来のクーデタ挙行者の宣言のたぐいとは違った法的・政治的機能を果たすことになる。「革命団布告」とは、「革命団」の実力行使によって立憲民主制の一切の制度が廃棄せられたあと、戒厳令施行下の無憲法状態において「革命団」が発する、法律的効力を伴う一連の布告のことである。革命団布告の公布は一定期間継続され、新たな臨時憲法（「王国統治憲章」）の施行とともに終焉する。革命団布告はかならず官報に掲載され、いったん公布されたあと、正式の改廃の手続きをとらぬ限り、そのまま現行法として法的規範力を保ち続けるのである。革命団布告が公布される無憲法状態の期間中、通常の立法府は存在しない上「制定法 (phraraatchabanyat)」の立法はなく、そして注目すべきことには、勅令の公布も停止され、その機能はこの革命団布告が代行する。¹⁴⁾ また、臨時憲法によって国会が再現されたあとの段階で、国会によって追認 (anumat) されることもない。

このような一種の法的文書としての様式を定めたのはいうまでもなくサリットであって、それは次ページの文献3の通りである。この行政命令的なスタイルは、サリットからタノームにかけて徹頭徹尾変わらない。

革命団布告を分析する場合の着眼点としては、次の5点がだいじである。

- (1) 文章構成
- (2) 内容の傾向の分類的把握

サリットの革命団布告に関しては次のような分類が可能である。¹⁵⁾

- 13) cf. Udom Pramuanwithayaa. *Coomphon Sarit Thanarat*, 1964, pp. 196~199. 声明文の文章のスタイルが、きわめて丁重で柔かく、そして肝心なことは「命令する」という表現がまったく用いられておらず、それにかえて「希望する」という表現になっている。まして「声明」は法的に使用しようとする意図はまったくかげっていない。そして、たいそう注目すべきことに、国王の勅令 (Praboromaraatchaoongkaan) に関してのみ、「布告」という表現が頭に付されている。その点で、同じサリットでも、1957年のクーデタと58年のクーデタとで大きな変化をみせているのである。
- 14) 「革命団布告」がこのように国王の権限の一部を奪う事実をもっと注目されている事実ではなかろうか。「革命団」が、1957年までのクーデタ集団と違って、かなり世俗的＝自己正統化志向的体質をもったということは検討に値する仮説である。この傾向は、サリットの革命団よりはタノームの革命団において露骨に強まっている。それを物語る一つの証拠は、国王へ敬讓の意を表すための革命団布告 (サリットの布告第9号)、および国王の革命団党首への「おぼしめし」を伝える革命団布告 (サリットの布告第10号) に該当するものがタノームの布告から欠落している事実である。
- 15) 矢野、前掲論文 (注1参照) pp. 27~28参照。

ประกาศของคณะปฏิวัติ

ฉบับที่ ๕๔

โดยที่เป็นการสมควรให้เวนคืนอสังหาริมทรัพย์ตามที่ได้ทำการสำรวจเสร็จแล้ว ^① ในท้องที่ตำบลบางกรวย อำเภอบางกรวย จังหวัดนนทบุรี เพื่อประโยชน์ของรัฐ ในการสร้างโรงผลิตไฟฟ้าไอน้ำของการไฟฟ้าอันฮั้ว

หัวหน้าคณะปฏิวัติจึงมีคำสั่ง ดังต่อไปนี้

ข้อ ๑. ให้เวนคืนอสังหาริมทรัพย์ในท้องที่ตำบลบางกรวย อำเภอบางกรวย จังหวัดนนทบุรี ภายในแนวเขตตามแผนที่ท้ายประกาศนี้ ซึ่งปรากฏรายชื่อผู้เป็นเจ้าของ หรือผู้ครอบครองโดยชอบด้วยกฎหมาย ตามบัญชีท้ายประกาศนี้ให้แก่การไฟฟ้าอันฮั้ว

ข้อ ๒. ให้ผู้ว่าการไฟฟ้าอันฮั้ว เป็นเจ้าหน้าที่เวนคืนอสังหาริมทรัพย์ตามประกาศนี้

ข้อ ๓. ให้ถือว่าประกาศนี้มผลใช้บังคับเช่นเดียวกับพระราชบัญญัติเวนคืนอสังหาริมทรัพย์ ^③ ซึ่งออกตามความในมาตรา ๘ แห่งพระราชบัญญัติว่าด้วยการเวนคืนอสังหาริมทรัพย์ พ.ศ. ๒๔๕๗

ข้อ ๔. ให้เลขาธิการคณะรัฐมนตรีฝ่ายบริหารรักษาการตามประกาศนี้ ทงน ตั้งแต่บัดนี้เป็นต้นไป

ประกาศ ณ วันที่ ๑๕ มกราคม ๒๕๐๒

จอมพล สฤษดิ์ ธนะรัชต์

หัวหน้าคณะปฏิวัติ

文献 3 革命団布告の典型的なスタイル (この例はサリットの布告第54号)

- 下線部分 ①……布告理由が理由を示す接続詞に導かれて始まる (ここでは *dooi thii* が用いられているが、そのほか *taam thii, duai, nǎngcaak, taam, phǔa, nǎngduai* などが使われる)。
- ②……命令内容が「革命団党首は、よって、以下のように命令する」という文章に導かれて書かれる。
- ③……革命団布告が、他の制定法と同一の法的効力をもつことが明示されてある。
- ④……当該布告発効の日付。
- ⑤……布告の日付。
- ⑥……革命団党首の名前。

行政命令的なもの	16布告
経済政策	10 〳
法令改廃	8 〳
治安関係	10 〳
外交関係	3 〳 ¹⁶⁾
「革命」に伴われるもの	7 〳
出頭命令	3 〳
計	57 〳

(3) 法的規範力の問題

この問題については、第Ⅳ章で詳しく検討するが、あらゆる条件はサリットの段階で整えられている。特に国民の不利益行為につながりかねない命令事項の場合、当該布告が特定の制定法あるいは勅令、省令に等しい法的効力（phon chai bangkhap）を持つ旨を布告の中に明記するルールを確立したのはサリットであった（たとえばかれの布告第35号第3項、第38号第3項あるいは第53号第4項など）。いずれにせよ、革命団布告が重層的な実定法体系のどのレベルに属するかは一定せず、その点では融通無礙な法的機能を果たすのである。

(4) 起草立案の政治過程

この局面に関する限り、サリットの段階ではまだ明確なルールは決まらず、¹⁷⁾ タノームの段階に至ってはじめてある種のパターン化がなされるのである。

(5) 革命団布告のあとに続く臨時憲法との関係

革命団布告と臨時憲法とのあいだになんらかの機能的連関があるかないかはだいたいな問題である（次章参照）。

このような五つの着眼点とは次元を異にするもう一つの重要な問題がある。それは、そもそも、このような特異な統治様式がどうして出現するのか、ということである。この問題に関しては、少なくとも次の三つの事柄を検討してみなくてはならない。

まず第一は、政治権力の特質が、サリットの段階において、過去の特定の段階に先祖帰りの的に回帰するものになりはしなかったのか、ということである。¹⁸⁾ この革命団布告による統治のスタイルは、いうまでもなく絶対王制期における国王の政治機能にかなりの度合類似したとこ

16) 外交関係の三布告のうちの一つが、中国との交易を禁じた有名な革命団布告第53号である。

17) サリットの場合、かれ個人の政治哲学ないし政治的確信が個性的であり、また政治的使命観も強烈であったことから(矢野暢『タイ、ビルマ現代政治史研究』pp. 236～244参照)、サリット自身の発案になるもの、あるいはサリット自身加筆訂正を加えたものとおぼしきものがいくつか含まれている。そうすることで、サリットの発した57の布告には、文章のスタイルや内容の性格に画一性は乏しい。この点は、タノームの革命団布告の特徴と比べると対照的であって、発想、起草、立案、布告の過程がまだ柔軟であったことをしのばせるのである。

18) 矢野、前掲書、239～240ページ参照。

ろをもっている。少なくとも、政治権力自体が外在の正統性原理に依拠せずに自己正統化の機能を内包する点が肝要である。このような古典的な政治文化を復活させたところにサリットによる革命団布告のいわば画期的な特質がみられるのであり、その点では、タノームにはたんなる模倣性ないし便乗性があるだけで、両者の決定的な違いがそこにみられるのである。

第二に、議会制民主主義に加えて、革命団布告による統治が必要とされる現実的諸条件を考えてみなくてはならない。政治社会ないし経済構造の近代化の結果として、政治過程に投入される政策的課題は当然のこととして多様化し、繁雑化するからには、革命団布告のような迅速な政策立案の方法が嗜好される可能性は強まるのである。その可能性が具体的にサリットの革命団のような形で現実化するためには、むろん複雑な特殊要因が重なりあって働いたのであって、その過程は改めて総合的に検討されなくてはならない。

第三に、タイの司法界の体質、すなわち、無憲法状態で、法源すら曖昧な疑似立法を許し続けるという脆弱な体質が問われなければならない。¹⁹⁾

いずれにせよ、サリットの革命団布告による支配の検討を通じて、このような複合的な諸問題が浮かび上がってくる。タイの現代政治史にほとんど先例のない統治様式を、わずか3カ月ではあれ実行し、そしてその間にある種の型を基本的にパターン化したところに、サリットの歴史的貢献の一端がある。

ところで、タノームは、このサリットのパターンと比べた場合、革命団布告による統治の様式にどのような特徴をみせたのであろうか。

Ⅲ タノームの革命団布告

サリットの革命団布告による統治と比較した場合、タノームの革命団布告には顕著な特徴がいくつかあるように思われる。両者はある面で共通点をもちながら、けっして同じではない。

まず、革命団布告による統治の期間が、サリットの3カ月余りにたいして1年1カ月とひじょうに長期に及んだ点が注目される。このことは、無憲法状態を長期間継続させることにたいする逡巡が、タノームにはさほどなかったことを暗示する。つまり、タノームは革命団布告の妥当性に確信をもち、その確信に安住しようとしたのである。その妥当性をめぐる確信を支えたものは、一つにはほかならぬサリットが先例をつくったということ、もう一つには、民主主義特有の遅滞を許さない時代的要請をめぐる判断があったと考えられる。

改めて確認すると、タノームによる革命団布告の公布は、1971年11月17日付に始まり、翌72年12月13日付を最後に、その間計364号の布告が発せられている。これはひと月平均に直すと

19) この重要なテーマについて、ほとんど深い議論がなされないのは不思議なぐらいである。1972年、タノームの革命団布告第299号をめぐる紛糾を通じて、司法権の問題についての議論がなされ始めはしたものの、1932年の人民党革命以降、とくに47年の変政団クーデタ以降の司法界の体質についての歴史学的な分析が加えられなくてはならないように思う。

毎月28布告が出された計算になり、 サリットの布告の月平均19を凌駕する（表1参照）。これは、サリットの革命団布告の時期から数えるとおよそ13年の時の経過があり、時代の推移とともに政治過程に投入される政治的課題の質および量に大きな変化が生じた事実と無関係ではなからう。

表1 タノームの革命団布告月別公布数分布

年月	71		72										計		
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12
布告数	14	21	27	34	14	29	15	17	21	11	17	18	57	69	364

ここで、タノームの革命団布告にみられる特徴を検討してみたいと思う。その場合、とりあえず、問題を二つにしぼり、一つは革命団布告による支配の期間が長期化したことが、タイの政治過程にどのような変化をもたらしたのか、そしてもう一つは、タノームの革命団布告に反映している政治的課題の多様化はどのような具合であるのか、を考えてみることにしたい。

まず第一に、革命団布告による支配期間が長期化したことによって、革命団布告の継続を前提としてそれに合わせた政治過程ないし政策決定過程が形成されることになったという事実。タノーム政権で1972年段階で形成された政治過程を図式化すれば、おおよそ図1のようになる。この政治過程の特徴は、政策立案・決定が革命団によって独占されている、したがって国民一般からの政策的インプットは、革命団の温情主義を媒介として、疑似（fictive）インプットとして取り込まれるだけであったということにみられる。

それよりも、本質的にだいじなことは、革命団布告の「妥当性」を前提として、このような政治過程がパターン化されたことそのこと自体である。サリットが革命団布告による支配を行なった1958年10月20日から翌59年1月27日までの3カ月余りの期間は、サリット自身において

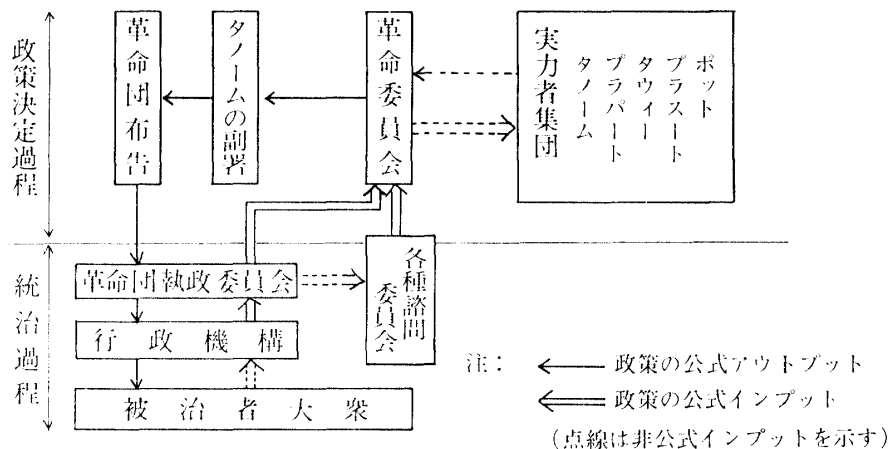


図1 革命団布告の政治過程

あくまでも暫定的な過渡的な期間と了解されており、その意味で革命団布告の政治的・法的機能も固定的には理解されず、また革命団布告を軸とする政治過程の形成もみなかった。事実、サリットの革命団布告は文章のスタイルも不統一であり、革命団布告の法的効力をめぐる疑念も消されないままであった。その意味でサリットの場合、革命団布告に安住することはありえなかったのである。この点、タノームにおいては、革命団布告の法的規範性への確信は強くあり、それ自体の政治機能の効用も明確に意識されており、だからこそ、革命団布告の妥当性を前提とした政策決定過程を公式、非公式にパターン化することができたのである。

それでは、タノーム政権にとって、1972年12月の臨時憲法の発布はなにを意味したのであろうか。だいじなことは、サリットと違って、タノームは臨時憲法よりも革命団布告の積み重ねによるある種の政治的規範体系の確立のほうを重視したということである。それを示すものは、タノームが臨時憲法発布を決断した72年秋以降、憲法発布後に備えるための革命団布告の布告数が激増した事実である（表2参照）。とくに、憲法発布2日前の12月13日には、1日で65布告を発し、1日での公布数の空前絶後の記録をつくっている。しかも、その65布告の内容を細かく検討すると、戒厳令の改正（布告第303号）、仏暦2497年兵役法、仏暦2469年関税法、土地法（それぞれ第300号、第329号、第334号）などの改正、軍事法廷構成法の改正（第302号）、国家公務員法の改正（第358、359、360、362号等）など国家統治上重要な法令および革命団布告の改正が28布告も含まれているほか、共産主義者鎮圧に協力した国民にたいする授勲制度の導入（第305号）、内務省の機構改革（第332号）、首都圏統治規則に関する布告（第335号）などが含まれている。

表2 タノームの革命団布告
日別布告数最多記録

順位	発布年月日	布告数
1	72. 12. 13	65
2	72. 11. 17	24
3	72. 7. 14	11
4	72. 10. 31	9
5	72. 11. 24	9

いずれにしても、タノームにおいては、革命団布告と臨時憲法との関係が明確に意識されていたのである。すなわち、端的にいえば、臨時憲法は恣意的な法解釈ないし独裁権力正統化の手段としては有効ではあっても、それによって自由な政策決定ができるわけではなく、その意味で政策面での自由裁量の余地は乏しくなるのであった。したがって、革命団による専制的支配の制度的・政策的枠組みは、革命団布告の積み重ねによって事前に（ex ante）準備されるべきだと考えられたのである。これは臨時憲法自体の法的規範性をより実質化する配慮としても妥当であった。サリットにおいては、臨時憲法と革命団布告との機能の関連はこれほど深く読まれてはいなかったのである。ただ、結果的にサリットの革命団布告が実質的な政治機能を働いたことは改めていうまでもないことである。

次に第二の問題として、タノームの段階で政治社会からの要請がどれだけ革命団布告の内容構成を変化させたかを検討してみる必要がある。タノームの革命団布告を内容によって大雑把に分類したものが表3である。いずれにしても、布告の内容の面では、サリットの革命団布告

との違いは歴然としている。

まず、革命団布告の機能が国会の立法機能ないし政令の機能を完全に代行するよう割り切られたことから、布告の内容は多彩なものになっている。そして、サリットの段階ではまったく発生しなかった問題、たとえば国立大学新設の問題などが発生したため、それが大学に関する21の布告となってあらわれたりしている。それよりも注目すべきは、第3次5カ年計画に伴い遂行されることになった多くの国家開発計画のために、土地収用ないし国有地払い下げに関する布告が多数発せられている事実である。それと並んで、各地の国有地に自立開拓村 (nikhom saang ton eeng) を設けるための布告も注目

表3 タノームの革命団布告内容別分類
(総数364布告)

内 容	数
一般行政命令的性格の布告	147
土地の譲渡に関する没収命令	(41)
国有地払い下げ	(12)
その他	(94)
行政機構改革に関する布告	61
大学行政に関する布告	21
法令の改廃を命ずる布告	100
法令廃棄	(10)
法令改正	(84)
革命団布告改廃	(6)
経済・財政政策に関する布告	15
共産主義活動に関する布告	4
国策の基本原則に関する布告	3
71年11月政変に伴われた布告	9
外交政策に関する布告	2
そ の 他	2

される。また、タノームにおける革命団布告活用の大胆さを反映して、法令の改廃の数が急増している。内務省を中心とする行政改革も頻繁に行なわれている。経済・財政関係で注目すべきことは、国家予算が2年度にわたって革命団布告で作成されている事実である（布告第10号、第220号）。

このように政策立案がことごとく革命団布告によってなされたため、タノームの革命団布告のスタイルには、少なくとも二つの顕著な特徴があらわれることになった。一つは文章のスタイルの画一化であり、²⁰⁾ もう一つは文章の長文化である。²¹⁾ けっきょく、タノームの革命団布告は、サリットのそれがかなりの度合個性的な政治哲学をかげらせていたのと違って、ごく事務的な没個性的な公文書であったようである。あるいは、その点にタノームの「個性」が反映していたともいえよう。

IV 革命団布告の法的性格

ところで、革命団布告の性格をより明確に捉えるためには、革命団自体の権力行使の様式を

20) 文章のスタイルの画一化は、革命団布告の布告理由を導く接続詞がほとんど *doi thii* の使用に限られるようになった事実に象徴されている。全364布告中、*doi thii* に導かれるケースは341布告もある。そのほかのケースは、*taam thii* が9布告、*duai, nuangduai* がそれぞれ5布告、*taam* が2布告、そして *phuá, nuangcaak* がそれぞれ1布告となっている。

21) Niitiweet 版の *Ruam prakaat khong khana-pathiwat* のページ数で計算してみると、サリットの革命団布告は最高5ページであったのに対して、タノームになると、最高48ページ（布告第10号）、そのほか45ページ（布告第220号）、31ページ（布告295号）、27ページ（布告第218号）、23ページ（布告第217号）、20ページ（布告第257号）など10ページを越えるものだけでも、23布告を数えるのである。

もっと具体的に理解しておく必要があるように思われる。

1972年12月16日の臨時憲法発布に至るまでの期間、タノームの革命団は、革命団布告を中核とする重層的な強権発動のメカニズムをもつことによって支配を行なった。²²⁾ 革命団の支配手段の重層性を表示すると表4の通りとなる。この表にみられるように、革命団布告は、それを支えるあと二つのレベルがあったと考えられる。

表4 革命団支配様式の三層レベル

レベル	趣 旨	メディア
I	疑似法治主義……	革命団布告
II	強権命令 ……	革命団党首命令 革命団司令部命令 革命団告示
III	世論対策 ……	革命団公報部解説

「革命団党首命令(kham-sang huanaa khana-pathiwat)」は、革命団布告と同様にタノームの副署とともに発せられるものであるが、主たる機能は、

(1)重罪をおかした犯罪者にたいして死刑ないし長期の懲役刑を課する²³⁾、(2)政府に関係した民事係争に裁きをつける(たとえば「命令2515年第5号」は土地をめぐる詐欺事件を扱っている)、(3)革命団布告に準ずる行政上の命令を発する(例「命令2515年第4号」「第11号」など)にわかれた。²⁴⁾

「革命団司令部命令(kham-sang kōng-banchaakaan khana-pathiwat)」は、「革命団党首命令」よりはるかに多い頻度で発せられている。²⁵⁾ この機能は主として人事移動であった。司法を含む文官関係の人事だけでなく、軍部や警察の人事移動もこれによって行なわれたが、文官武官を問わず、特定階級以上のものに限定されている。

「革命団告示」は、prakaat khana-pathiwat と表記され、革命団布告とひじょうにまぎらわしい表現であったが、その内容と機能は、革命団布告とはまったくかけ離れたものである。

「革命団告示」の機能は多岐にわたっており、一つにまとめることは難しい。二、三の例をあ

22) 強権的支配の重層的メカニズムという視点の設定を行なった場合、本稿で行なう捉え方とは異なった捉え方もむろん可能である。すなわち、革命団布告と同類の法的装置を特定の時期に限らず探し求めることによって、たとえば戒厳令(kot-ayakaansük)、共産主義活動防止法(phraraatchbanyat pōnkan kaan-kratham an pen kōomiunit)などと併せてタイの権力的強制の論理を求める発想である(矢野前掲論文「タイ国の政治指導の特性」がその視点に基づいて執筆されたものである)。しかし、ここでは、革命団布告をより下位のレベルから支える権力的強制の手段にだけ焦点をしばって考えることにする。

23) 「革命団党首命令」が判決を下すときの形式は、「特定の犯罪事件を革命団として審理の結果、〇〇年の懲役刑がふさわしいと判断するので、内務省は本命令を執行し、早急にその結果を報告すべし」という文章構成になっている。革命団党首がこのように司法権を行使できるということは、革命団布告第323号によって、革命団布告による支配の最終段階で明示的に追認されている。

24) 「革命団党首命令」のなかに、革命団布告に準ずる内容のものがあるのは事実であり、その意味では、革命団布告と党首命令との相互補完関係に注目する必要があるようにも思われる。

25) 1971年についてみると、「革命団司令部命令」が92布告、それにたいして「革命団党首命令」は4布告のみ、そのほかそれに類似したまだ定型化されていないものが1、2みられるだけである。「革命団党首命令」がはっきりとした形式を備えるのは、1971年11月30日付で発せられた「命令2514年第1号」以後のことである。cf. *Ratthasaphaasaan*, pii thii 20, chabap 1, pp. 85~7, chabap thii 2, pp. 106~7, および *Ratthasaphaasaan*, pii thii 19, chabap thii 12, pp. 156~7. ただし、1972年になると「革命団党首命令」の発せられる頻度は増加する。

げると、「告示2914年第11号」は、『バンコク・ポスト』紙が革命団党首の発言を曲解して報道したのにたいする再説明を行なうためのものであり、それに続く「告示第12号」は世界各国の軍人対抗の国際競技大会が当初の予定通り開催されるという確認であり、「告示第13号」は士官学校生による練兵式が行なわれる日時予告である。²⁶⁾ このように、「革命団告示」には強権命令的性格はすこぶる稀薄ではあるが、ある種の政治効果を伴うものであったことは否めない事実である。

最後に、もう一つのレベルを代表するものとして、「革命団公報部解説 (kham-thaleeng khōng kōng-prachaasamphan khana-pathiwat)」があるが、これは二重の機能を果たした。一方では、革命団として重視する各省庁の政策遂行をたすけるために、省庁の告示を公報する機能である（例：1972年1月4日付での経済省告示に関する公報）。しかしながら他方において、革命団布告で世に問われる革命団の施策の趣旨を解説するために、多くの「公報部解説」が出されている。いうまでもなく、後者のほうが「公報部解説」の主要な機能であった。いずれにせよ、「公報部解説」は、革命団の対世論対策の一環として、とくにマス・メディアとの対話の方便として巧妙に活用されたのであった。²⁷⁾

このような重層的な構造の中であって、革命団布告はある種の局限された機能を果たしたのである。このことは、革命団布告が瑣末な事柄まで扱いはしなかったということの意味し、したがって、もし革命団布告が瑣末な事柄を扱ったとすれば、それは革命団布告の質的な墮落を意味したのであって、そのこと自体検討に値するということになる。²⁸⁾ そのことはともかく、一般論的にいって、革命団布告は、経済、教育、国土開発などの諸局面での国策の基本原則、外交に関する重要な決定、治安対策の大綱、法律の改廃、国家統治機構の改革、そして国民の不利益行為についての強権発動などの局限された事柄に関して布告されたのである。

このような革命団布告が法的規範性をもちうる根源を法律論的に考えてみると、少なくとも次の五つの条件が浮かび上がってくる。

まず第一に、革命団布告によって現行の成文憲法が廃棄されることそれ自体である。また、新たな臨時憲法が施行されることによって、革命団布告のその後の布告は停止される。これら

26) *Rattasaphaasaan*, pii thii 19, chabap thii 12, pp. 146~8.

27) 革命団が「司令部 (kōng-banchaakaan)」とか「公報部 (kōng-prachaasamphan)」などの部課制をとったのは、11月政変の直後からであった。これら以外にどのような内部区分があったかはさだかではないが、いずれにしても恣意的に設置されたものであったと考えられる。これらの非公式な装置は、その後の「革命団執務委員会」等の官制化後も温存されるのである。なお「公報部」の公報担当官は、アメリカ大統領の報道官と同一の機能を働いたが、タノームはそのポストに Chalœmchai Caaruwat を抜擢して重用した。

28) この意味での「墮落」すなわち瑣末主義 (trivialism) への傾斜は皆無であったとはいえないようである。たとえば、ポーリング場など公共娯楽施設の営業時間を制限する布告第45号、立太子式を記念する記念貨幣を発行するための布告第318号などはその例とみなしてよからう。しかし、このような瑣末主義はサリットの革命団布告に早くも端初が見られるという見方もなりたつのである。

のことは、革命団布告がかなり高次の法的規範性を備えているという解釈につながりうるのである。

第二には、革命団布告によって制定法の改廃が行なわれることである。たんに制定法だけでなく、勅令の改廃も（たとえばタノームの革命団布告第61号，第155号など），そして革命団布告自体の改廃も行なわれる。革命団布告による制定法改廃のいちばん最初のケースは，1958年10月20日付のサリットの革命団布告第8号により，「仏暦2498年政党法」が廃止された事例である。さらにサリットは，「仏暦2499年労働法」も布告第19号によって廃止している。タノームになると，革命団布告により廃棄された法令は10，改正を受けた法令は刑法等を含む84の多数にのぼるのである。

第三に，いくつかの革命団布告の記述の中に，革命団布告が通常の制定法と同格の法的効力をもつということが明記してある事実である。タノームの布告でいえば不動産収用に関する多くの布告，たとえば第26号第3項，第33号第3項その他多数の布告の中に革命団布告が特定の制定法と同一の法的効力（phon chai bangkhap）をもつものと明示的に規定してある。

第四には，タイの裁判所が行なった司法解釈によって，革命団布告の法律的性格が確認されている事実である。

そして第五には，憲法復活後，革命団布告の改正（ないし廃止）が，国会による通常の立法手続によって，「革命団布告第……号改正に関する法律」（phraraatchabanyat keekhai phũm-thũm prakaat khong khana-pathiwat chabap thii ……）という形式で行なわれた事実である。

この五つの条件は，ことごとくサリットの革命団布告の時代に固められたものであって，その段階で事実的規範性を帯びたまま，タノームの段階ではなんらの懐疑を伴わずに法的に機能することになった。ただ，このような法律論的条件もだいじではあるが，もっと本質的な次元で革命団布告の規範性の条件として働いたのは，タイにおける「権力」をめぐる政治文化それ自体であった。すなわち，政治権力の正統性が権力自体の自己正統化機能に支えられるという政治文化である。²⁹⁾ このような特殊な政治文化を抜きにしては，革命団布告のような特殊な現象は発生しえないのである。

いずれにしても，革命団布告による統治は，既存の法体系の上に新たにいくつかのあいまいな法的装置を重ねることによって行なわれたのである。その意味では，革命団布告は，タイの政治文化のもう一面である「疑似法治主義」の所産であるともいえよう。

29) 矢野，前掲書，143～4ページ参照。タノームの革命団布告には，この自己正統化のカルチャーにつながる傾向のものがいくつか含まれており，とくに「革命団」の権限すなわち権力的地位の定義を行なうための布告には，それが大胆にかげっている。たとえば，革命団党首命令には裁判所の判決と同一の法的効力を付与するという趣旨の布告第323号，および革命団党首に首相および内閣と同一の権限を付与する布告第8号は重要である。

お わ り に

タノーム政権は、1972年12月16日から臨時憲法による統治に移行したが、その後1年足らずして、73年10月15日、学生を中核とする大規模な反政府運動のために崩壊するのである。

1971年11月に革命団布告による統治を開始したとき、タノームの念頭にあったのは迅速かつ確な政策立案実行および政治指導の時代的対応性の確保ということであった。そのために、わずか25名よりなる閉鎖的な革命団の内部に政策立案の発議と裁可の一切の権限を取り込んだのであった。

ところが、たいそう皮肉なことに、そのために三つの大きな弊害が生じたのである。一つには、政治権力の負荷が過重になり、統治の効率がかえって低下したという事実である。³⁰⁾ もう一つには、政策立案過程へのインプットがたいそう恣意的なものに墮し、たとえば国有地をタノームに払い下げるために革命団布告が公然と発せられる(布告第238号)ような現象すら生じるのである。そして、なによりも決定的なことには、「革命団」が一つの悪しき政治象徴として機能し、一切の権力悪を許容する免罪符的機能を持つようになったことである。そのような権力万能の状況は、それにふさわしい体質の人間の台頭を許すのであって、たとえばプラパートのごときは、タノームをしのぐ実力と威信を備えるようになる。けっきょく、71年秋以降のタノーム政権は、本質的な脆弱性をもっていたのであり、そして、過剰自己正統化、疑似法治主義、反知性主義的体質などの病弊を露呈することによって統治権力としての社会的妥当性と正統性とを失っていきるのである。

73年の10月政変は、「憲法要求グループ(klum riakrøng ratthathammanuun)」の不法逮捕に端を発している。³¹⁾ 逮捕された11人の学生たちが掲げた「憲法要求」は、いうまでもなく民主的な永久憲法の成文化の要求であったろうが、より積極的には、革命団布告による前時代的な統治様式あるいは臨時憲法第17条の発動に頼る強権的な支配様式への知的な挑戦であったと考えられる。その意味で、10月政変の政治過程の端初を、71年11月に始まるタノームの革命団布告による支配に求めることはけっして間違いではないのである。³²⁾ いわば、タノーム政権は、革命団布告による統治様式を完成させた、まさにそのことによって、統治権力としての正統性を喪失したのであった。それはすこぶる自然な現象であったといえよう。

(1975・2・1)

30) cf. Saneh Chamarik, "Questions of Stability and Security in Thailand," Rajaretnam and Lim So Jean (ed.), *Trends in Thailand*, 1973, p. 92~96.

31) "KhunYeeng": Ratthathammanuun Sii Lüat, 1974, pp. 25~44.

32) より具体的なことをいえば、司法の中立性をめぐって問題になった布告第299号事件はタノーム政権下で学生運動に活力を与える契機になったし、また外国系企業の規制を目指した布告281号、および外国人の職業規制を打ち出した布告322号は、学生の日本商品不買運動を側面的にたすける効果を働いたのである。このようにして、革命団布告のなかに、10月政変と関係のある布告を探し求めることもあながち不当ではないのである。